

留学生の資格外活動許可について

留学生のみなさんが給与の発生するインターンシップやアルバイトを行うためには、事前に**資格外活動許可**の取得が必要です（大阪大学との契約で TA、RA、チューター等を行う場合は除く）。

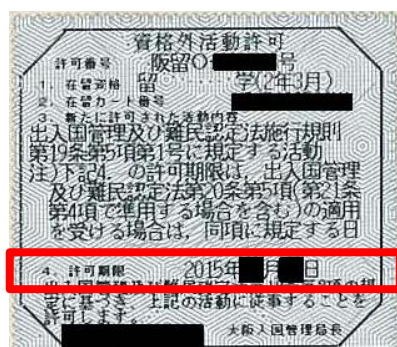
今まで資格外活動許可は大阪大学を通して申請することができましたが、今後大阪大学での受け付けは行わないことにしましたので、許可が必要な場合は、他の在留手続きと同じように、自分で入国管理局に申請してください。

資格外活動許可証の発行には、申請から約 1 週間かかります。許可を受けると、パスポートに許可証印が貼付され、在留カードの裏面にスタンプが押されます。しかし、在留カードには許可期限が記入されない場合があるので、**許可期限は必ずパスポートに貼付の許可証印で確認してください**（下記参照）。また、許可証印を受け取るまでアルバイトはできませんので、申請後は定められた期日内に入国管理局へ行き、許可証印を受け取ってください。

なお、資格外活動許可は在留期間を更新する度に申請しなければいけません。在留期間更新後もアルバイト等を行う予定にしている場合は、必ず同時に申請してください。

※国費留学生については、所属学部・研究科に別途届出が必要です。

資格外活動許可証サンプル



許可期限はここに記載されています。新しくアルバイト等を行う際には、必ずパスポートの許可証印で確認してください。

※違反した場合は、罰金、退去強制を課せられる場合があります。

※アルバイト等は 1 週間につき 28 時間まで行うことができます。

（4/1～4/10、8/5～9/30、12/25～1/7 は 1 日 8 時間まで）

※休学期間中のアルバイトはできません。

※風俗営業、風俗関連営業を行っている店でのアルバイト等はできません。